

## 1か月児健康診査費用の助成（償還払い）について（R7.4月～）

五城目町では、生後1か月前後の子どもの発育や発達、病気などの早期発見につながるよう、健康診査の費用の一部を助成しています。

一度費用を医療機関に支払った後、助成を受け取るための手続きを行うものです。

### ～費用助成を受けられる方～

健診受診日に五城目町に住民登録があるお子さんのうち、令和7年4月1日以降に受診した方。



### ～助成額～

限度額6,000円

※6,000円未満の場合は、全額助成。

ただし6,000円以上の場合は、超えた額を自己負担していただきます。

### ～申請の方法～

自己負担にて医療機関へ受診後、限度額の範囲内で助成します。

①問診票・受診票の太枠内を記載の上、医療機関へ受診。

※1か月児健診問診票・受診票：出生の手続き時に交付します。

②終了後、問診票（原本）を医療機関から返却してもらう。

母子健康手帳内の1か月健診のページに受診結果が貼付されているかを確認する。

※貼付が確認できない場合、医療機関へ確認をお願いします。

③町へ償還払いの申請をする。



### ～申請のための必要書類等～



五城目町生後1か月児健康診査費助成金交付申請書兼請求書

問診票（原本）・母子健康手帳・医療機関の領収書（写し）・申請者の本人確認書類

○申請受付開始は、令和7年4月1日からとなります。

○申請受付期限は、健診日を含む年度末までとなります。

○申請後は、審査の上、助成該当額を指定された銀行口座に振り込みます。

◀問い合わせ先▶五城目町役場 子育て支援課 母子保健担当電話 853-0705（直通）